

## 福岡大学医学部法医学教室からのお知らせ

### 1) 死体検案書について

原則的に解剖終了時に、死体検案書（役所提出用）を発行します。追加発行が必要となった場合には、死体検案書とともにお渡しする「死体検案書等の書類の申し込みについて」をお読みのうえ、福岡大学医学部法医学教室まで、交付申請書を郵送でお送り下さい。確認のうえ、死体検案書等が発行します。

### 2) 法医解剖について

福岡大学医学部法医学教室では、警察などの司法機関からの嘱託による法医解剖（司法解剖、死因身元調査法解剖ならびに承諾解剖）を行っています。これらの解剖は、刑事訴訟法ならびに警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体解剖保存法など、定められた法令に基づいて行われるものです。

通常、司法関係者による検視、医師による検案が行われ（医療機関に入院中に亡くなられた場合には検案が行われないこともあります）、その後解剖が行われます。

法医解剖では必ず頭部・胸腹部の検査をします。交通ひき逃げ事故など、特殊な場合には背面や四肢などの解剖も行われることがあります。

解剖時間は普通大凡2～3時間位（解剖前の準備時間、解剖後の司法関係者への説明時間のため更に1時間ほど必要です）ですが、場合によっては4～5時間ないしそれ以上の時間を要することもあります。

解剖には肉眼的な観察のほか、いろいろな臓器のごく一部から病理組織標本をつくり、顕微鏡で病的な異常の有無を観察する検査（病理組織学的検査）、血液・尿などから薬毒物を分析する検査（薬毒物検査）、血液や尿から死亡前の生化学的異常の有無を調べる検査（生化学的検査）、組織から身元確認のためのDNA型を判定する検査（DNA多型検査）、などが含まれます。もちろん常に全てが行われるわけではなく、またご遺体によっては行えない検査もあります。

法医解剖の場合は、さまざまな事件に関係している事例が少なくありません。従って、診断の確実性の保持などの理由により、試料の保存を行っています。臓器はパラフィンブロック（臓器の小片をパラフィン[ろうの様な物質です]内で固定したもの）

ならびにプレパラート（パラフィンブロックをミクロン単位で薄くスライスし、ガラスに載せて顕微鏡観察できるようにしたもの）として保存（いずれも10～30個[枚]程度）、血液は試験管に凍結保存（1～2本程度）します。ただし亡くなられた後のご遺体の変化によって検査が行えない場合は、保存しません。

### 3) 解剖後について

法医解剖の場合は、囑託元が司法機関であり、ご遺族からのお問い合わせの最初の窓口はすべて囑託元の司法機関となります。必ず、警察署など担当した司法機関の連絡先をお控えください。

時に保険関係あるいは労災関係などで、当該機関から問い合わせを受けることがあります。そのような場合、最終的な診断報告を囑託元の司法機関に行った後、その許可のもとで対応しています。場合によっては、最終的な診断報告が数ヶ月以上かかることもありますので、ご了承ください。なお、保険関係の問い合わせは、全てご遺族の承諾の下で対応します。

#### ■ お問い合わせ先

〒814-0180 福岡市城南区七隈7丁目45-1

福岡大学医学部法医学教室

tel. 092-801-1011（内線 3335）

fax. 092-801-4266

E-mail/ forensic@fukuoka-u.ac.jp

※@(全角)を@(半角)に変更して送信ください。